

こどもまんなか社会の実現に向けて

2022年3月
野田臨時議員提出資料

1. こども家庭庁創設の背景

- (1) こどもや若者に関する施策は、着実に進められてきたものの、少子化、人口減少に歯止めがかからない現状。
- (2) 一方、児童虐待の相談対応件数（約20.5万件）や不登校（約19.6万人）が過去最多、こどもの自殺者数（約800人）も平成以降で最多となるなど、こどもを取り巻く状況は深刻。
- (3) 制度や組織の縦割りがもたらす弊害、特定の年齢で支援が途切れる年齢の壁。

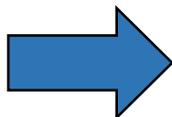
2. こども家庭庁創設の目的

- こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点でこどもを取り巻くあらゆる環境を視野にいれ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず健やかな成長を社会全体で後押し。そのための司令塔としてこども家庭庁を創設。



今後のこども政策の基本理念

- ① こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案
- ② 全てのこどもの健やかな成長、well-beingの向上
- ③ 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援
- ④ こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援
- ⑤ 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換
- ⑥ データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）



上記「こども政策の基本理念」を踏まえ、こども家庭庁の発足を待つことなく、令和4年度からこども政策の充実に取り組む。

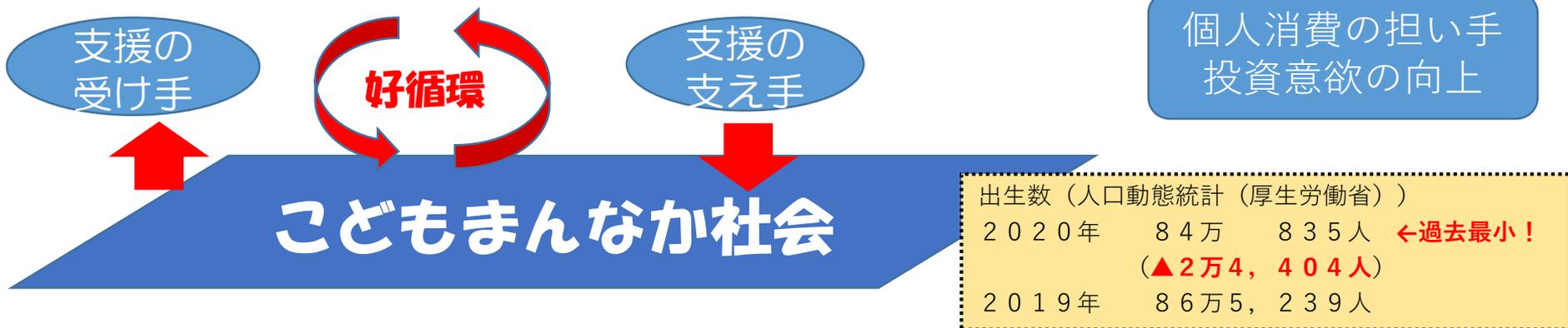
こども政策は未来への投資

○支援の「受け手」は、同時に、将来の支援の「支え手」

- ⇒
- ・ **こどもへの投資は、最も効果の大きい投資ともいえるのではないか**
 - ・ **消費の拡大、さらには我が国の魅力向上にもつながるのではないか**

※しかしながら、この我が国を支えるこどもの数が毎年減少し、静かな「有事」とも言うべき危機的な状況が進行中
(出生数 過去最少の84万835人)

⇒ こども政策の充実は、社会の持続的発展を確保するための待ったなしの課題



こども政策の強力な推進

1. こども視点に立った強い司令塔 (各省庁より一段高い立場から、こども政策を一元的に企画・立案・総合調整)
2. こども・子育て当事者視点、地方自治体や民間団体の意見反映など現場感覚を伴った政策立案・実施
3. こどもや若者、家庭に対する アウトリーチ型・伴走型支援、プッシュ型の情報発信
4. こども政策を強力に進めるための思い切った予算の充実には、将来世代の負担を考慮しつつ、安定した財源を確保していく必要。そのために、政府をあげて、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め確保へ。

◆ 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指し、少子化を克服

- ✓ 若い世代の結婚や妊娠への不安や障壁の解消（地方自治体による総合的な結婚支援の取組に対する支援、結婚を希望する人を支え、子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成）
- ✓ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ✓ 妊娠前から妊娠・出産、子育て期にわたる切れ目ない支援の充実（産後ケア事業の全国展開、こども家庭センターの全市町村へ展開など）
- ✓ 地域における子育て支援

など

◆ 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供

- ✓ 就学前の全てのこどもの育ちの保障、幼児教育・保育の確保と質の向上
- ✓ 未就園児へのアウトリーチ支援の推進
- ✓ 家庭・学校以外の多様な居場所づくり（こども食堂、学習支援の場など）の推進
- ✓ こどもの安全を確保するための環境整備（日本版DBSの導入に向けた検討）
- ✓ こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり

など

◆ 成長環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障

- ✓ 児童虐待防止対策の更なる強化
- ✓ 社会的養護を必要とするこどもに対する支援の充実（家庭養育の推進・自立支援の強化など）
- ✓ 真に支援を要するこどもや家庭に対するプッシュ型の支援のためのデータ連携
- ✓ 医療的ケア児支援センター開設支援、児童発達支援センターの機能強化など障害児支援の充実
- ✓ いじめ防止に資する地域における相談体制などの整備
- ✓ 市町村における家庭・養育環境支援の強化
- ✓ 切れ目ない包括的な支援を届けるための地域ネットワークづくりの推進（子ども・若者支援地域協議会の設置促進、要保護児童対策地域協議会との有機的連携）

など₃